

判決年月日	平成25年10月7日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成24年（行ケ）第10402号		
○ 発明の名称を「水中切断用アブレシブ切断装置」とする特許発明について、審決の判断のうち、本件発明1についての容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決の一部が取り消された事例			

（関連条文）特許法17条の2第3項，29条2項，36条4項1号，6項1号，2号

1 事案の概要等

被告は、発明の名称を「水中切断用アブレシブ切断装置」とする特許第3261672号（本件特許，請求項の数は3）の特許権者である。

原告は、平成23年7月22日，特許庁に対し，本件特許を全部無効にすることを求めて審判の請求をした。これに対して，被告は，平成24年3月12日付けで訂正請求をした（本件訂正）。

審決は，(1)本件訂正を認めるとともに，(2)本件特許の請求項1に係る発明（本件発明1）は本件特許の出願日以前に公然知られ又は公然実施されたものではない，(3)本件発明1及び本件特許の請求項2に係る発明（本件発明2）は，いずれも引用発明から容易に想到し得たものではない，(4)記載要件（明確性要件，実施可能要件，サポート要件）違反はない，などと判断した。

原告は，概要，(1)本件訂正の適法性の判断の誤り，(2)本件発明1に関する公知又は公然実施の判断の誤り，(3)本件発明1及び2に関する容易想到性の判断の誤り，(4)記載要件に関する判断の誤りを取消事由として主張した。

2 裁判所の判断

裁判所は，本件訂正の適法性，本件発明2に係る容易想到性及び記載要件については，いずれも審決の判断に誤りはないとした。しかし，本件発明1に係る容易想到性の判断には，以下のとおり述べて誤りがあるとし，審決を一部取り消す旨の判断をした。

引用発明において用いられているプラズマ・アーク・トーチ・システムに代えて，ノズルから噴射されるアブレシブによりワークの切断加工を行う水中切断用アブレシブ切断装置とすることは当業者が容易に想到し得ることである。そして，水などの液中で切断加工を行う装置において，水槽などの加工槽内の液面（水位）を調節する装置（本件発明における「液位調整タンク」）を，切断加工領域を除く領域（外側）に備えることは，本件出願日以前において周知であったこと，及び，アブレシブ切断装置においては，ノズルから噴射された研磨材を含む高圧水は水中でも減衰が少なく，ワークに衝突し加工を行った後の下流領域においても，かなりの衝撃加工エネルギーを保有しているものであることは本件出願日において周知であったことに照らすと，引用発明において，切断方法としてアブレシブ切断を採用した際に，液位調整タンクなど損傷してはいけないものを，アブレシブジェットが直撃してし

まう場所を避けて切断加工領域を除く領域（外側）に配置することは、当業者が容易に考えることであり、そのように考える動機付けがあるといえる。そして、引用発明に関し、上記の構造とすることが技術的に困難であるとは認められないことからすれば、液位調整タンクを切断加工領域の下側から切断領域を除く領域（外側）に配置することは設計的な変更事項であるといえる。